

## 記 入 上 の 注 意

この給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ市（施設（事業者））を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

（表面）

- 1 「申請に係る小学校就学前子ども」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は全て記入して下さい。
- 4 「認定証番号」の欄は、申請児童が既に子どものための教育・保育給付認定や子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合は、当該児童に係る認定証番号を記入して下さい。
- 5 「利用の希望」の欄は、希望する施設等を○で囲んで下さい。
- 6 1「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている児童がいる場合、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入して下さい。  
なお、利用者負担額の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。
- 7 2「現在利用している施設」の欄は、現在すでに利用している施設がある場合のみ、記入して下さい。

（裏面）

- 8 3「利用する(予定含む)施設、利用開始(希望)予定日」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、利用開始(希望)予定日及びその施設がある市町村名、その施設の電話番号を記入して下さい。
- 9 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

### 保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1)就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をしているため、その児童の保育が出来ない場合  
（家庭内労働）児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
- (2)妊娠・出産 児童の保護者が出産前後のため、その児童の保育ができない場合
- (3)疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (4)介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあっているため、その児童の保育ができない場合
- (5)災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6)求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7)就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

- 10 4「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の1「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに、児童を保育できない理由を9の表(1)～(7)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック(☑)し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。なお、(1)～(7)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合(就学や親のいない家庭など)は「その他」にチェック(☑)し、内容を( )内に記入して下さい。また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入して下さい。
- ※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産(予定)日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障がいの程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学時間・就学日数等、(8)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入して下さい。
- 11「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック(☑)して下さい。
- 12 5「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名して下さい。

(留意事項)

支給認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、

- 保育の利用基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知下さい。